

# 石岡市立府中中学校 P T A

## 表彰並びに慶弔規定

---

---

### 表 彰 規 定

---

---

- 第 1 条 会則第36条により，本会の表彰はこの規定により行い，経費は本会の会計より支出する。
- 第 2 条 この規定により表彰を受けるものは，本校及び本会の発展並びに，目的達成に顕著な功勞，功績のあった者とする。
- 第 3 条 第 2 条については，実行委員会に図り承認を得て決定する。
- 第 4 条 表彰については，次により行う。
- (1) 総会時に，会長及び校長から記念品を添えて感謝状を贈る。
  - (2) 必要に応じ，実行委員会の席上で表彰を行うことができる。
- 第 5 条 その他，規定以外に必要な生じた場合は，役員会で協議して定め，次回の実行委員会で報告する。
- 第 6 条 この規定の改廃は，実行委員会の承認を経て定め，次期総会に報告しなければならない。

### 《 付 則 》

- この規定は，平成 3 年 4 月27日より施行する。
- この規定は，平成 6 年 2 月19日，改正する。
- この規定は，平成12年 4 月22日，改正する。

---

---

## 慶 弔 規 定

---

---

- 第1条 会則第36条により、本会の慶弔はこの規定により行い、経費は本会の会計より支出する。
- 第2条 この規定より支出する慶弔金は、弔慰金、見舞金とする。なお、この規定により慶弔を受けた会員は、返礼はしないものとする。
- 第3条 本会の会員（教職員を除く）が、死亡した時、または災害を受けた時は、次により慶弔金または見舞金を贈る。
- (1) 会員（本人及び配偶者）が死亡した場合は、香料10,000円を贈り、本会役員と学年委員会の代表者が会葬し、弔意を表す。
  - (2) 会員の居宅が火災にあった場合は、見舞金10,000円を贈る。
- 第4条 会員のうち教職員に対する慶弔は次のように定める。
- (1) 教職員（本人及び配偶者）が傷病が1カ月以上の長期入院加療の場合は、5,000円の見舞金を贈る。
  - (2) 教職員（本人及び配偶者）が死亡した場合は、香料10,000円と供花を贈り、本会役員と学年委員会の代表者が会葬し、弔意を表す。
  - (3) 教職員の同居の父母及び子女が死亡した場合は、香料10,000円を贈り、代表者が会葬して弔意を表す。上記以外の父母及び子女の場合は5,000円とする。
  - (4) 教職員の居宅が火災にあった場合は、見舞金10,000円を贈る。
- 第5条 生徒に対する慶弔は次のように定める。
- (1) 生徒が傷病で1カ月以上の長期入院加療の場合は、5,000円の見舞金を贈る。
  - (2) 生徒が死亡した場合は、香料10,000円と供花を贈り、本会役員と学年委員会の代表者が会葬し、弔意を表す。
- 第6条 その他、災害があった場合は、役員会で協議して定める。
- 第7条 この規定の改廃は、実行委員会の承認を経て定め、次期総会に報告しなければならない。

### 《 付 則 》

- 本規定は、平成3年4月27日より施行する。
- 本規定は、平成6年2月19日、改正する。
- 本規定は、平成12年4月22日、改正する。
- 本規定は、平成23年4月16日、改正する。